

2011 年 4 月 12 日

社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT 株式会社
株式会社オプティキャスト

東日本大震災にかかる被災地域の ご加入者の今後の視聴料等の取り扱いについて

東日本大震災により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

C S 衛星放送事業に関わる 87 社が組織する社団法人衛星放送協会(事務局:東京都港区、会長:和崎 信哉)とスカパーJSAT 株式会社(本社:東京都港区、代表取締役 執行役員社長:高田 真治) 株式会社オプティキャスト(本社:東京都港区、代表取締役社長:川西 将文)は、東日本大震災により災害救助法が適用された市町村で、「スカパー!」,「スカパー!e2」,「スカパー!光」をご契約中で、家屋の損壊等により、視聴が不可能となっているお客様を対象に、視聴料等の免除について追加の対応をさせていただくとともに、特に甚大な被災地域でご契約されているお客様の視聴料等の取り扱いについて、以下の通り方針を定めましたのでお知らせします。

あらためまして、被災された地域の日も早い復興をお祈り申し上げます。

記

1. 視聴料等の免除期間の延長

- (1) 4 月にお申し出いただいたお客様に、3 月分、4 月分の視聴料等を免除いたします。
- (2) 5 月以降も被災によりご視聴いただけない場合には、お申し出をいただければ、震災発生から 6 か月目となる 8 月分までの視聴料等を免除いたします。
- (3) 免除となる料金の内訳
基本料金、視聴料金(お客様のご契約内容により金額は異なります)、ガイド誌購読料金
- (4) 視聴料等の免除期間の延長となる地域
東日本大震災及び長野県北部地震により災害救助法が適用された市町村
* 家屋等の損壊により視聴設備等が破損したため、視聴不可能となり、当社にお申し出をいただいたお客様を対象とさせていただきます。
* 東京都における帰宅困難を理由とする視聴機会損失につきましては、本適用を除外させていただきます。

2. 甚大な被災地域のお客様の視聴料のお取り扱いについて

- (1) 甚大な被災地域のお客様におかれましては、お申し出をいただいていないお客様や、カスタマーセンターからのご連絡がつかなくなっているお客様が多数いらっしゃいます。このようなお客様につきましては、3 月分、4 月分の視聴料等を免除いたしますとともに、有料放送役務契約約款に基づきサービスを停止させていただき、5 月分からの請求を停止い

たします。

(2) 5月以降、6か月を経過してもお客様のご契約に関する意思の確認が困難な場合には、6か月経過後の10月をもち契約を終了するものとさせていただきます。

(3) なお、地域を対象として本措置を適用させていただくことから、ご視聴いただけている方のサービスも停止となる可能性がございます。その場合には、お手数ですが、下記のカスタマーセンターまでお電話くださいますようお願い申し上げます。視聴再開の手続きをさせていただきます。

(4) 免除となる料金の内訳

基本料金、視聴料金（お客様のご契約内容により金額は異なります）、ガイド誌購読料金

(5) 免除となる対象地域

県名	市区町村名	対象とする地域
岩手県	陸前高田市	広田町、小友町、米崎町、高田町、気仙町
	大船渡市	末崎町、大船渡町、赤崎町、盛町、三陸町
	釜石市	魚河岸、嬉石町、大只越町、大町、大渡町、釜石、新浜町、鈴子町、只越町、天神町、浜町、東前町、平田、松原町、港町、鶴住居町、片岸町、箱崎町、両石町、唐丹町
	大槌町	赤浜、安渡、大槌、大町、大ケ口、上町、吉里々々、吉里吉里、小槌、栄町、桜木町、新町、新港町、末広町、須賀町、本町、港町
	山田町	飯岡、大沢、織笠、川向町、北浜町、後楽町、境田町、中央町、長崎、八幡町、船越、山田
	宮古市	鍬ヶ崎、崎山、崎鍬ヶ崎、鍬ヶ崎上町、鍬ヶ崎下町、鍬ヶ崎仲町、磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、重茂、愛宕、築地、新川町、向町、大通、光岸地、臨海通、日立浜町、藤原、藤原上町、田老、津軽石、金浜、高浜、神林、港町、藤の川、赤前、白浜、音部
	岩泉町	小本、小掛、下中野、須賀、小成
	田野畑村	明戸、島越、羅賀
	普代村	第21地割、第17地割
	野田村	野田第9地割、野田第10地割、野田第11地割、野田第16地割、野田第17地割、野田第18地割、野田第19地割、野田第20地割、野田第28地割、野田第36地割、野田第37地割、玉川第3地割
	久慈市	夏井町、湊町、長内町第33地割、長内町第35地割、長内町第36地割、長内町第37地割、長内町第40地割、長内町第42地割、長内町第43地割、長内町第47地割、宇部町第20地割、宇部町第21地割、宇部町第24地割
	洋野町	種市第1地割
宮城県	仙台市宮城野区	白鳥、中野、福室、蒲生、岡田、港
	仙台市若林区	荒浜、荒浜新、井土、藤塚、荒井、種次、二木、六丁目、下飯田、三本塚
	石巻市	渡波、渡波町、幸町、大宮町、伊勢町、浜松町、長浜町、松原町、魚町、緑町、松並、明神町、大門町、川口町、湊町、八幡町、中瀬、中央、門脇町、南浜町、雲雀野町、南光町、三河町、潮見町、中島町、重吉町、西浜町、北上町、北上町十三浜、北上町橋浦、尾崎、長面、釜谷、針岡、雄

		勝町、雄勝町分浜、雄勝町水浜、雄勝町雄勝、雄勝町伊勢畑、雄勝町下雄勝、雄勝町上雄勝、雄勝町明神、雄勝町小島、雄勝町大浜、雄勝町立浜、雄勝町桑浜、雄勝町熊沢、雄勝町大須、雄勝町船越、雄勝町名張、寄磯浜、前網浜、鮫浦、大谷川浜、谷川浜、泊浜、新山浜、鮎川浜、鮎川大町、鮎川浜町、長渡浜、網地浜、十八成浜、小淵浜、給分浜、大原浜、清水田浜、小網倉浜、福貴浦、狐崎浜、竹浜、牧浜、小積浜、荻浜、侍浜、月浦、桃浦、折浜、小竹浜
	塩竈市	北浜、貞山通、海岸通、港町、浦戸、越の浦、越ノ浦、杉の入、石田
	気仙沼市	磯草、浦の浜、廻館、外畑、外浜、高井、長崎、田尻、要害、唐桑町浦、唐桑町釜石下、唐桑町港、唐桑町荒谷前、唐桑町宿浦、唐桑町小鯖、唐桑町上川原、唐桑町上鮎立、唐桑町西舞根、唐桑町只越、唐桑町竹の袖、唐桑町東舞根、唐桑町鮎立、唐桑町明戸、唐桑町唯越、本吉町卯名沢、本吉町沖の田、本吉町歌生、本吉町外尾、本吉町九多丸、本吉町窪、本吉町後田、本吉町幸土、本吉町今朝磯、本吉町三島、本吉町小峰崎、本吉町新圃の沢、本吉町赤牛、本吉町川原、本吉町泉、本吉町泉沢、本吉町前浜、本吉町蔵内、本吉町大沢、本吉町大谷、本吉町滝根、本吉町谷地、本吉町中島、本吉町猪の鼻、本吉町長根、本吉町津谷桜子、本吉町津谷新明戸、本吉町津谷長根、本吉町津谷明戸、本吉町天ヶ沢、本吉町田の沢、本吉町登米沢、本吉町道外、本吉町南明戸、本吉町二十一浜、本吉町日門、本吉町幣掛、本吉町平貝、本吉町圃の沢、本吉町北明戸、本吉町野々下、本吉町柳沢、本吉町蕨野、一景島、栄町、岩月星谷、岩月千岩田、岩月台ノ沢、岩月宝ヶ沢、魚市場前、魚町、魚浜町、錦町、幸町、港町、最知森合、最知川原、最知南最知、最知北最知、三ノ浜、小々汐、松崎浦田、松崎高谷、松崎前浜、松崎中瀬、松崎馬場、松崎尾崎、松崎片浜、松崎北沢、常楽、新浜町、西みなと町、赤岩館森、赤岩港、赤岩杉ノ沢、川口町、川畑、大浦、中みなと町、仲町、朝日町、潮見町、長磯後沢、長磯森、長磯二本松、長磯浜、田谷、田中、田中前、東みなと町、東八幡前、内ノ脇、内の脇、南郷、南町海岸、二ノ浜、波路上岩井崎、波路上原、波路上後原、波路上向原、波路上向田、波路上崎野、波路上杉ノ下、波路上瀬向、波路上内沼、波路上内田、波路上牧、波路上明戸、波路上野田、浜町、弁天町、本郷、本浜町、浪板
	名取市	牛野、大曲、小塚原、下増田、杉ヶ袋、関上
	多賀城市	町前、桜木、八幡、明月、宮内、栄、大代、鶴ヶ谷
	岩沼市	押分、空港南、下野郷、寺島、早股
	東松島市	牛網、大曲、野蒜、浜市、矢本、大塚、宮戸
	亘理町	荒浜、吉田、逢隈高屋、長瀬
	山元町	坂元、高瀬、山寺
	七ヶ浜町	代ヶ崎浜、吉田浜、花淵浜、菖蒲田浜、松ヶ浜、湊浜
	利府町	赤沼字須賀、赤沼字浜田
	女川町	出島、指ヶ浜、御前浜、尾浦、尾浦町、竹浦、桐ヶ崎、石

		浜、宮ヶ崎、女川浜、黄金町、寿町、鷺神浜、小乗浜、高白浜、横浦、大石原浜、野ヶ浜、飯子浜、塚浜
	南三陸町	旭ヶ浦、五日町、大久保、大森、大森町、塩入、汐見町、清水浜、助作、袖浜、竹川原、天王前、十日町、中瀬町、林、平磯、深田、細浦、松井田、廻館前、南町、本浜町、伊里前、石浜、板橋、管の浜、館浜、田の浦、泊浜、葦の浜、町向、港、南の沢、寄木、雷前、宇津野、大畑、折立、上沢前、川向、小浜、転石、新中芝、滝浜、館の下、綱木沢、津の宮、寺浜、戸倉、中芝、長清水、長須賀、西入、波伝谷、日向、広畑、藤浜、干谷、水戸辺、門内
福島県	いわき市	久之浜
	相馬市	新沼、原釜、尾浜、百槻、大曲、柏崎、程田、磯部、蒲庭、柚木、和田、岩子
	南相馬市	原町区、小高区、鹿島区
	浪江町	藤橋、棚塩、北幾世橋、請戸、中浜、両竹
	新地町	埴木崎、谷地小屋、小川、大戸浜、今泉

3. 被災を原因とすること視聴不可などのお問い合わせ電話番号

0 1 2 0 - 0 8 5 - 5 5 0

(10 : 00 ~ 20 : 00)